一関地区広域行政組合の契約に係る入札参加者の資格及び指名等に関する要綱

平成19年３月30日

一関地区広域行政組合告示第９号

改正　平成20年３月31日　告示第７号

平成21年７月８日　告示第22号

平成23年３月31日　告示第８号

平成27年４月１日　告示第７号

平成30年３月29日　告示第20号

令和元年９月４日　告示第43号

（趣旨）

第１　この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４及び第167条の11の規定に基づき、一関地区広域行政組合が建設工事の請負、建設関連業務その他の契約を締結する場合における入札参加者の資格及び指名等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事で組合と請負契約を締結するもの

⑵　建設関連業務　次に掲げる業務

ア　測量法(昭和24年法律第188号)第55条第１項に規定する測量業者

イ　建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)第２条第１項に規定する建設コンサルタント

ウ　地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第２条第１項に規定する地質調査業者

エ　補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第２条第１項に規定する補償コンサルタント

（入札の参加者資格）

第３　入札に参加する資格を有する者は、政令第167条の４第１項各号及び第２項各号の規定に該当しない者で、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

⑴　建設工事　建設業法第３条第１項の規定による許可及び同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けている者であって一関市営建設工事の請負契約に係る入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成17年一関市告示第42号。以下「一関市資格要綱」という。）第５に規定する建設業者登録台帳に登載された者

⑵　建設関連業務　一関市資格要綱第５に規定する建設業者登録台帳に登載された者

⑶　その他　一関市の物品の買入れ等、業務委託及び小規模修繕資格者名簿に登載された者

（建設工事の種類別の区分）

第４　建設工事の種類別の区分及び等級別の格付は、一関市資格要綱第６第１項の規定により行われた区分及び格付とする。

（入札の参加者の指名及び指名基準）

第５　入札の参加者の指名及び指名基準は、一関市資格要綱の例による。

（指名の停止等）

第６　組合は、一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱（平成17年一関市告示第43号。以下「指名停止措置要綱」という。）の規定により指名停止を受けている資格者に対して、その指名停止を受けている期間は、建設工事の指名を行わないものとする。

２　前項に定めるもののほか、組合の指名停止等に関し必要な事項は、指名停止措置要綱の例による。

（資格審査会）

第７　組合に一関地区広域行政組合指名業者資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会の所掌事務は、予定価格が政令別表第５各号に規定する金額を超える入札の参加者の公告、指名業者の選定等に関することとする。

３　前項に規定するもののほか、政令第167条の２第１項第２号、第６号及び第７号を適用し随意契約とする契約で、審査会の審査に付するものは、管理者が別に定める。

（審査会の組織）

第８　審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は事務局長を、副委員長は事務局次長をもって充てる。

３　委員は、次に掲げる職にある者をもって充てるほか、必要と認める者を管理者が任命する。

⑴　総務管理課長

⑵　介護保険課長

⑶　一関清掃センター所長

⑷　川崎清掃センター所長

⑸　大東清掃センター所長

⑹　法規契約情報化推進主幹が指名する職員

４　審査会には、委員長が指名する職員を出席させ、説明を求めることができる。

５　審査会の庶務は、総務管理課において処理する。

（審査会に関する準用）

第９　この告示に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、一関市営建設工事指名業者資格審査会規程（平成17年一関市訓令第45号）の例による。

（入札の事務処理）

第10　入札の執行は、管理者が指定する職員が行うものとする。

第11　建設工事に係る入札の執行は、一関地区広域行政組合財務規則（平成18年一関地区広域行政組合規則第10号）に基づくほか、一関市制限付一般競争入札執行事務処理規程（平成20年一関市訓令第16号）及び一関市指名競争入札執行事務処理規程（平成17年一関市訓令第46号）に規定する入札執行の事務処理の例による。

（情報の公表）

第12　管理者は、建設工事及び建設関連業務並びに物品等の入札及び契約の適正化並びに情報の公表に関し、一関市営建設工事等契約に係る情報の公表に関する要綱（平成17年一関市告示第44号）の例により、情報の公表を行うものとする。ただし、入札及び契約締結の公表対象は、第７第２項の規定により審査会に付した契約とする。

（適用）

第13　この告示は、平成20年４月１日以降に発注する建設工事から適用し、同日前の建設工事については、なお従前の例による。

（補則）

第14　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文（抄）（平成20年３月31日告示第７号）

平成20年４月１日から施行する。

制定文（抄）（平成21年７月８日告示第22号）

平成21年７月８日から施行する。

制定文（抄）（平成23年３月31日告示第８号）

平成23年４月１日から施行する。

制定文（抄）（平成27年４月１日告示第７号）

平成27年４月１日から施行する。

制定文（抄）（平成30年３月29日告示第20号）

平成30年４月１日から施行する。

制定文（抄）（令和元年９月４日告示第43号）

令和元年10月１日から施行する。